

発注部局の積算に用いる単価の留意事項について

- 1 建設工事等設計単価に掲載される単価の内、物価資料(積算資料(財団法人経済調査会)及び建設物価(財団法人建設物価調査会)をいう。)に掲載されている単価は「刊行物単価」と明示し、単価は明示していません。
- 2 なお、住宅建築工事(旧住宅部)発注案件(地方事務所建築担当発注県営住宅改修工事含む)については、ホームページでの公表は行っていませんので、単価確認にあたっては合同庁舎行政情報コーナー(県庁行政情報センター)や県立図書館において御確認をお願いします。

【留意事項】

単価についての質問は受け付けておりません。